

議 案 審 議

一般会計予算や条例の一部改正などに対する
質疑応答の内容を、要約して紹介します。

令和2年度平田村出資
法人の経営状況報告に
ついて

問 高橋七重議員

道の駅ひらたの当面の運
転資金としての3000万
円借入金の返済期間及び返
済額は。

答 企画商工課長

緊急事態宣言が発出され
臨時休業を余儀なくされた
運転資金不足を補填するた
め借入した。返済期限が令
和12年4月30日で利息の支
払いを令和2年5月から開
始し、元本は令和4年5月
から月額31万2千5百円の
返済開始で、10年間で返済
完了となる。

再問 高橋七重議員

道の駅は株式会社であり、
村が指定管理料を支払うの
はあり得ないと思っている。
施設は村所有であるが、営

業や管理は道の駅の努力や
工夫が必要。そのような中、
返済金が工面できない状況
になったらどうするのか。

答 企画商工課長

道の駅の自助努力による
経営改善が基本ではあるが、
コロナ禍の状態が長引いた
り、突発的な事象により経
営が悪化した場合は筆頭株
主として当然村が支援する
ことも必要と考える。

令和2年度一般会計歳
入歳出決算の認定につ
いて

◆農業振興事業のパイプハ
ウス助成事業について

問 高橋七重議員

試験栽培施設整備事業
(園芸作物パイプハウス設
置事業補助金) について要
望があったにも関わらず補
正予算に計上していない理
由は。

答 産業建設課長

令和2年度ではなく令和
3年度の要望であり今後補
正予算の計上を考えている。

◆薬草栽培振興事業について

問 高橋七重議員

露地栽培は令和2年度で
終了。ハウス1棟のみの栽
培。この事業に取り組む時
に村長は、「採算が取れない
時は撤退する」と言ってい
た。はじめを付けるなら今
年ではないか。

答 産業建設課長

5年間の試験研究により
6次化商品として入浴剤や
薬膳カレーなど新商品の開
発に成功し、道の駅ひらた
を通して「薬草の里ひら
た」をアピールできた。
育苗センターのハウスで
栽培中の甘草については、
今後も栽培を継続し、村の
観光特産品として商品開発
を推進したい。

再問 高橋七重議員

農家に広く広めていかな
ければこの事業をやった意
味がない。はじめをつける
なら令和2年度で終了では
ないか。また、6次化商品

として開発しているとのこ
とだが採算は取れているの
か。

答 産業建設課長

ハウス栽培は露地栽培と
比べていろいろな栽培技術
が検討できる。ハウス栽培
では分結根も利用でき、次
期作での経費を節減できる。
また、6次化商品として開
発された入浴剤や薬膳カレ
ーなど今後も推進販売して
いきたい。

再々問 高橋七重議員

ハウスでやったとしても
農家に普及しないのでは意
味がない。今後村がハウ
ス1棟でやっていくのか。
それで村内の生産者が増え
ていくのかということに関
心したい。

答 村長

6次化商品として入浴剤
や薬膳カレーは今後もずつ
と販売していく。当初研究
栽培とした露地栽培では一
般の方が栽培するには難し
いと判断したためはじめを
つけた。平田村産の薬草栽
培としては村のハウスで継
続していく。農家に普及し
なかったからやめるのとは
意味が違う。



ハウスでの薬草栽培

◆農業振興事業の地域おこ
し協力隊事業について

問 高橋七重議員

県外指導者旅費の記載が
あるが、何を指導してもら
ったか。また謝礼は発生し
ないのか。

答 企画商工課長

観光地域づくり法人の観
光アドバイザーをお招きし、
本村の観光事業における現
状視察及び意見交換を行っ
た。謝礼は相手方の好意に
より旅費のみの支出となっ
た。

再問 高橋七重議員

観光アドバイザーからは
どういった内容を学んだの
か。

答 企画商工課長

観光地域づくりの司令塔

という立場から現場を効率
的に動かしていくため、観
光事業の取り組みの計画立
案や関係者への合意形成、
資金調達方法や予算執行等
観光事業の今後の進め方等
についてアドバイスを受け
た。

再々問 高橋七重議員

今回提出された法人化に
関する資料もアドバイスを
受けたのか。

答 企画商工課長

法人化については、これ
を特定した形ではアドバイ
ザーから指導を受けていな
い。平田村の今後の観光振
興等全般的な方向性につい
てアドバイスを受けた。

◆樹里庵管理事業について

問 高橋七重議員

茅葺屋根の修繕は。



樹里庵

答 企画商工課長

今後の改修計画として茅葺屋根ではなく将来的に維持管理が容易な改修を検討。

◆令和2年度決算意見書の性質別経費の内訳について

問 三本松和美議員

- ① 経常経費額は。
- ② 経常経費の算出方法は。
- ③ 実質収支比率が11%。住民サービスを削減したことになると考えるが。

答 総務課長

- ① 28億4609万1千円。
- ② 「性質別歳出状況」中「経常経費充当一般財源等」を合算した値を経常収支比率（実質収支から標準財政規模を除算した値）で割り返す。
- ③ 実質収支比率を以って住民サービスの尺度とすることは困難。

再問 三本松和美議員

③について前年度8%、今年度11%と残している金額が多くなっている。昨年の議会出張懇談会で、農業関係の要望では暗渠排水事業を継続してほしい、農業用水の止水をハンドル化し

てほしい、米価に関しても上乘せした補助をしてほしい等があった。また、コロナ禍においては学校給食費を無料化してほしい等の要望があった。これだけ残せるということはこれらの事業が実現できたのではない

答 総務課長

決算で実質収支比率が11%になったということ。基本的に予算の考え方は多岐にわたるサービスを行うために各事業についての見積もりを行い年度当初において何を行うかについて積み上げたものを執行するものであり、各事業の優先順位を精査しながら進めてきたものである。

討 論

反対 高橋七重議員

この一年間の行財政執行を見て黒字決算であったにも関わらず住民の要望にのりえる内容ではないため反対。

賛成 佐藤孝雄議員

令和2年度は前年度災害の復旧事業、コロナ感染症対応に優先し、不安払しょくに先手先手と村民の福祉向上のための事業執行の決算であると評価する。

反対 三本松和美議員

実質収支比率からみても、財源的に余裕がある中で様々な住民の要望に応え得る状況にあったが、要望が反映された決算とならなかった。

賛成 阿部 清議員

令和2年度は村長はじめ全職員がコロナという前代未聞の社会的不安の中、通常業務のほかコロナ感染症対応業務もこなしてきた職員の努力に感謝したい。

（採決 賛成9・反対2）

蓬田岳森林公園条例の制定について

問 高橋七重議員

- ① 法人設立を令和4年1月4日、事業開始を同年4月1日、また事業を急ぐ理由は。
- ② この法人の代表理事を含む理事3人、監事1人、評議員会5人の報酬は。

答 企画商工課長

① 法人設立予定日は事業開始予定日である令和4年4月1日の3か月前とし、1月1日は祝日のため官公庁の仕事始めである1月4日が一般的であ

ると指摘を受けた。また、設立手続きには基本規約を定めた定款案の作成、理事、監事、評議員の選任及び就任承諾が必要となり設立予定日から逆算すると10月中には決定したい事項である。



あぶくま高原道路から望む蓬田岳

問 三本松和美議員

- ① ジュピアランドの経営実態は恒常的に債務超過が常態化している。地方財政法、地方自治法に抵触しないか。
- ② 一般社団法人の方が経

費節減になるのではない

か。

③ 法人の代表について村長以外が望ましいと考えるが。

④ 法人化設立を村民に事前に周知し、今までの経営実態を公表すべき。また、経営コンサルタントに経営診断してもらい是非の判断材料にすべき。

答 企画商工課長

① 公の施設の管理という地方公共団体の経常業務という性質上、当該事業が、恒常的に債務超過が常態化しているという考え方は相違がある。よって、法令には抵触していない。

② 一般財団法人は、資金運用を必要とし、管理や運用を任せるとして目的としている。一般的に資金がなくても人の活動によって目的を果たすことができる一般社団法人は、今回の公社化には適さないと考える。

③ 地方自治法第142条の規定により、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の出資している法人の役員に就任することは適法である。

村の考え方、方向性を示すためにも、村が設立する当該法人に参画することは必要。

④ 法人化設立にあつては、当然住民に周知すべきものと考えている。

なお、今までの経営実態を公表すべきとのことだが、性質上、必要はないと考えている。

また、法人化の是非について、経営診断により判断すべきとのことだが、こちらも性質上、必要はないと考える。

再問 三本松和美議員

① 地方自治法や財政法の内容から極端な経営状況の場合住民が裁判を起こすことも考えられる。

② 一般社団法人の方が拠出金の必要なし、評議員もいらぬなど人件費も抑制される観点から一般社団法人の方がよい。

③ 民法第108条で双方代理の禁止及び利益相反の問題になる。危ないやり方になると思っ言っている。村長以外の人が代表になるということを再度検討してはどうか。

④ 法人化にあたっては基本的に指定管理料を支

払うのではなく入場料で経営すべきもの。経営コンサルタントに経営診断してもらい時間をかけて検討すべき。

答

総務課長

① 基本的にジュピアランドの経営について収益事業は行っていない。道路や施設と同様、通常の管理として公園を管理するもの。本条例制定にあつては生産性の向上、経費削減のため民間活力を活用するということ。

② 村として非営利事業として行い一般財団法人であればきちんとした管理報告等が求められるため一般財団法人で進めたい。

③ 公園管理について指定管理者にさせるもの。

④ 一般財団法人にすることによって行政には管理報告がなされるものである。

再々問

三本松和美議員

公園の管理運営というが地方自治法や財政法が当てはまると思う。

経費削減のため経営コンサルタントに経営診断してもらってから進めるべきではないか。

答

総務課長

村の事業すべてにおいて地方自治法、地方財政法に則り行っている。本村に合ったものを精査、判断し法人等の事業計画を立案していきたい。

討 論

反対

高橋七重議員

条例、公社概要案、条例施行規則等十分議論すべき内容である。法人化を目指すのであれば完全に自治体から切り離し健全な法人として歩むべき。

賛成

永瀬成元議員

令和4年度からの公社化移行による事業実施に向け関連する条例を整備するものであり、必要な条文が整備されている。

(採決 賛成9・反対2)

◆平田村過疎地域持続的発展計画の策定について

問

高橋七重議員

前回の過疎計画と大きく変わった所は。

答

総務課長

「移住定住地域間交流の促進、人材育成」「地域における情報化」「再生エネルギーの利用促進」が追加された。

再問

高橋七重議員

コロナ禍でテレワーク等が注目され、全国で移住する人が増えている状況。移住・定住についての項目の具体策は。

答

総務課長

条件を整えながら情報を発信していきたい。空き家貸付事業等定住促進に向けメニュー等も増やしているところ。必要メニューについての計画は毎年見直しが可能であるため適宜更新しながら事業執行していきたい。

◆令和3年度一般会計補正予算(第3号)について

問

高橋七重議員

今後村で行うイベント等にワクチン接種済み証明の提示を求めるのか。

答

健康福祉課長

目的や対象はまだ示されていない。今後国の方針に基づき行うことになると思う。また、現段階での村内イベントにおいては提示を求めることは考えていない。

再問

高橋七重議員

接種していない人が差別を受けることのないようにしてほしい。

コロナ対策臨時交付金の配分はいつまでなのか。

答

総務課長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は現在までに第4次補正まで来ている。第5次についてはまだ国から示されていない。今後活用できるものについては情報収集をし、対応していきたい。



再々問

高橋七重議員

交付金がなくなった場合、予防事業としての消毒液やマスクの購入など村の一般財源からの支出となるのか。

答

総務課長

仮に交付金等がない場合は一般会計からの支出となる。

問

三本松和美議員

① 現在までの財政調整基金額は。

② コロナ禍等の影響で村民の大幅な収入減少となった場合、財政調整基金等の財源を活用する考えはあるか。

答

総務課長

① 7億1195万2千円。

② 新型コロナウイルス感染症対応について、国の支援に村の一般財源を上乗せし対策を講じている。財政調整基金は災害発生など財源が不足する場合に活用する基金である。国県の新型コロナウイルス対策予算に関する情報収集に努め村民や事業者支援事業を適時実施していく。

再問

三本松和美議員

2点目の質問に対する答弁がなかったので再度伺う。

答

総務課長

会社員や農業など職種によりコロナ感染症の影響の受け方が異なる。村民にとって何が一番効果があるのか検証しなければならない。国県等も様々な支援策を講じている中で、村としても国県等と連携しながら対応していかなければならない。